第11回
定時株主総会
招集ご通知

開催日時　2026年12月17日（木曜日）
午前10時

開催場所　東京都千代田区内幸町一丁目３番１号
幸ビルディング
TKP新橋カンファレンスセンター
14階　ホール14A

決議事項

第１号議案　取締役5名選任の件
第２号議案　監査役3名選任の件



株式会社インバウンドプラットフォーム
証券コード：5587

証券コード5587
2026年12月２日

株　主　各　位

東京都港区新橋六丁目14番5号 SW新橋ビル４階
株式会社インバウンドプラットフォーム
代表取締役社長　**王　　伸**

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第11回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】
https://www.inbound-platform.com/ir/meeting/

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2026年12月16日（水曜日）午後７時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬　具

記

1．日　　時　2026年12月17日（木曜日）午前10時（受付開始　午前9時30分）

2．場　　所　東京都千代田区内幸町一丁目3番1号 幸ビルディング
TKP新橋カンファレンスセンター　14階　ホール14A

3．目的事項

報告事項

1．第11期（2025年10月１日から2026年９月30日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第11期（2025年10月１日から2026年９月30日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　取締役５名選任の件

第２号議案　監査役３名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
◎株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。
◎書面交付請求をいただいた株主の皆様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りしておりますが、当該書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、電子提供措置事項のうち次に掲げる事項を除いております。
なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
（1）連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
（2）計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
（3）「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告」「計算書類に係る会計監査人の監査報告」「監査役会の監査報告」
◎各ウェブサイトに掲載しております株主総会資料の文中に記載の頁番号はご送付しております書面と一致しておりません。予めご了承ください。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

開催日時　2026年12月17日（木曜日）午前10時

株主総会にご出席いただけない場合



インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限　2026年12月16日（水曜日）午後７時まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限　2026年12月16日（水曜日）午後７時必着

インターネットによる議決権行使のご案内

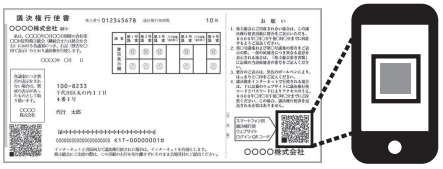
インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使期限　2026年12月16日（水曜日）午後７時まで

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。



※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

ご注意事項

① 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

② インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

③ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

④ インターネットのご利用環境、ご加入サービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

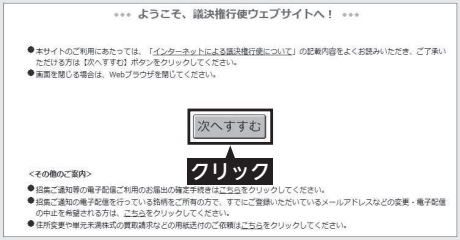
インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031　午前９時～午後９時

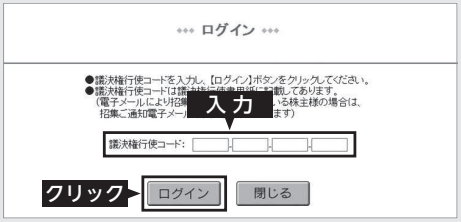
アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトにアクセスする



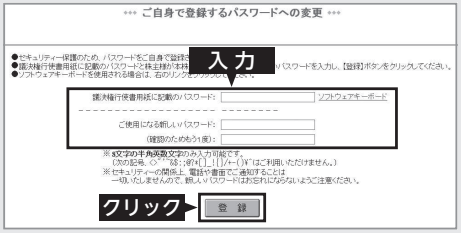
「次へすすむ」をクリック

2. ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された**「議決権行使コード」**を入力し、**「ログイン」**をクリック

3. パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された**「パスワード」**を入力し、**「次へ」**をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役５名の選任をお願いしたいと存じます。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数（株）	新株予約権数（株）
1	再任 王　伸（おう　しん） （1987年４月11日生）	2010年 ４月　税理士法人トーマツ移転価格戦略コンサルティング入社 2013年 ９月　KPMG税理士法人国際事業アドバイザリー入社 2014年11月　㈱エボラブルアジア（現㈱エアトリ以下同様。）経営企画室室長就任 2015年 ４月　㈱エボラブルアジア執行役員就任 2016年 ８月　当社取締役就任 2016年12月　㈱エボラブルアジア取締役COO就任 2018年 ８月　当社代表取締役社長就任（現任） 2025年 ７月　INBOUND PLATFORM ASIA PACIFIC PTE.LTD. 代表取締役社長（現任） 2025年 ７月　SLBS JAPAN株式会社 代表取締役（現任）	28,000株	149,600株
	【取締役候補者とした理由】 王伸氏は、当社の創業初期より、当社の取締役として当社事業運営に長く携わり、2018年8月に当社代表取締役社長に就任しています。これらを経て得られた経験と見識に基づき、取締役として当社の重要事項の決定等に十分な役割を果たすことができるため、取締役候補者としました。			
2	再任 武原　等（たけはら　ひとし） （1958年10月8日生）	1993年 １月　㈱アップルホテルズ（現㈱アップルワールド）取締役就任 2014年 ７月　㈱アップルワールド常務執行役員就任 2015年10月　当社（旧㈱エルモンテRVジャパン）代表取締役社長就任 2018年 ８月　当社取締役就任（現任）	―株	10,400株
	【取締役候補者とした理由】 武原等氏は、旅行業界及びキャンピングカーレンタル事業に長く携わり、㈱アップルワールド常務執行役員等を経て、2015年10月に当社（旧㈱エルモンテRVジャパン）代表取締役社長に就任し、2018年8月に当社の取締役に就任しています。これらを経て得られた経験と見識に基づき、取締役として当社の重要事項の決定、経営執行の監督に十分な役割を果たすことができるため、取締役候補者としました。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数（株）	新株予約権数（株）
3	再任 古我知史（こがさとし） （1959年3月9日生）	1993年１月　ウィルコムズ有限会社取締役就任（現任） 1998年３月　ウィルキャピタルマネジメント㈱代表取締役就任（現任） 2011年３月　㈱チームクールジャパン代表取締役就任（現任） 2018年６月　㈱セルム非常勤取締役就任 2018年８月　当社社外取締役就任（現任） 2019年１月　アリストテレスパートナーズ㈱代表取締役就任（現任） 2026年３月　ユナイトアンドグロウ㈱社外取締役就任（現任）	94,200株	5,600株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 古我知史氏は、就任後８年４ヶ月にわたり当社の社外取締役として公正かつ客観的な立場からの適切な意見をいただいております。また、上場企業を含む複数の企業の役員経験があり、会社経営において豊富な知見と幅広い経験を有していることから、その知識・経験に基づいた当社の経営に対する監督・意見を期待し、社外取締役候補者としました。			
4	再任 菅原洋（すがわらひろし） （1970年3月13日生）	2006年２月　ウィルキャピタルマネジメント㈱ヴァイスプレジデント就任 2010年６月　大塚ホールディングス㈱社外監査役就任（現任） 2012年６月　大塚製薬㈱監査役就任（現任） 2013年10月　日本駐車場開発㈱社外取締役就任 2018年８月　当社社外取締役就任（現任）	47,400株	5,600株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 菅原洋氏は、 就任後８年４ヶ月にわたり 当社の社外取締役として公正かつ客観的な立場からの適切な意見をいただいております。また、他の上場会社の取締役及び監査役の経験があり、企業ガバナンスや事業開発等に関する幅広い見識を有していることから、その知識・ 経験に基づいた当社の経営に対する監督・ 意見を期待し、社外取締役候補者としました。			
5	再任 宇尾野彰大（うおのあきひろ） （1986年6月26日生）	2009年４月　㈱リクルート入社（人事を経験） 2012年12月　㈱リクルートマーケティングパートナーズへ転籍（人事、事業開発、経営企画等を経験） 2016年３月　㈱トライフォート入社（サービス開発部長） 2018年４月　㈱ユーザベース入社（HR Director） 2019年５月　合同会社事業人代表社員就任（現任） 2023年４月　㈱事業人代表取締役就任（現任） 2023年７月　当社社外取締役就任（現任）	―株	―株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 宇尾野彰大氏は、大手企業における人事部門の要職や、会社の代表取締役等を務め、人材育成、人材開発に対する専門的な知見及び深い経験を有していることから、これらの豊富な経験及び高度な知見に基づいた当社の経営に対する監督・意見を期待し、社外取締役候補者としました。			

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．王伸氏は、過去10年間において現在当社の親会社である㈱エアトリの業務執行者であったことがあります。なお、同氏の同社における過去10年間の地位及び担当については、上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」の欄に記載のとおりであります。
３．古我知史氏は社外取締役候補者であり、社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって８年４ヶ月です。
４．古我知史氏の所有株数には、同氏の資産管理会社であるウィルキャピタルマネジメント㈱及びウィルコムズ有限会社、並びに同氏が100%保有するクールジャパン投資事業有限責任組合の株式数が含まれております。
５．菅原洋氏は社外取締役候補者であり、社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって８年４ヶ月です。
６．宇尾野彰大氏は社外取締役候補者であり、社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって３年５ヶ月です。
７．当社は、古我知史氏、菅原洋氏、及び宇尾野彰大氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の再任をご承認いただいた場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
８．当社は、会社法第427条の第１項に基づき、業務執行取締役等でない取締役との間において、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。各氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
９．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
10．上記取締役候補者の有する当社株式数及び新株予約権数は2026年11月17日現在のものであります。
11．上記取締役候補者の新株予約権数は、保有している新株予約権を行使した場合の株式数を記載しております。

第２号議案　監査役３名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役３名の選任をお願いしたいと存じます。監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有株式数（株）	新株予約権数（株）
1	再任 三刀屋（みとや）　淳（あつし） （1966年1月11日生）	1992年10月　青山監査法人 入所 2018年６月　三刀屋公認会計士事務所所長（現任） 2019年３月　沖縄ケーブルネットワーク株式会社監査役（現任） 2022年４月　公立大学法人沖縄県立看護大学監事（現任） 2024年12月　当社社外監査役就任（現任） 2025年８月　SLBS JAPAN株式会社監査役（現任）	一株	一株
	【社外監査役候補者とした理由】 三刀屋淳氏は、長年監査法人に勤務し、近年では沖縄県那覇市で県の各委員会の委員を務められるなど、財務・会計のみならず地方自治体に関する様々なご経験やご知見を有していることから、これらの豊富な経験及び高度な知見に基づいた当社の経営に対する監督・意見を期待し、社外監査役候補者としました。			
2	再任 生田目（なまため）　克（まさる） （1955年8月14日生）	1978年４月　株式会社日立製作所　入社 2019年６月　富士紡ホールディングス株式会社（現 フジボウホールディングス株式会社）　社外監査役就任 2020年３月　株式会社アウトソーシング（現 株式会社BREXA Next）　監査等委員である社外取締役に就任 2020年９月　当社社外監査役就任（現任） 2022年３月　株式会社アウトソーシング（現 株式会社BREXA Next）　社外取締役（常勤監査委員）就任	一株	一株
	【社外監査役候補者とした理由】 生田目克氏は、複数の企業での監査役としての経験があり、監査役としての高い知見・経験を有していることから、その知識・経験に基づいた当社の経営に対する監督・意見を期待し、社外監査役候補者としました。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有株式数（株）	新株予約権数（株）
3	新任 宮川 竜一（みやがわ りゅういち） （1988年3月24日生）	2015年12月 弁護士登録、リーガルキュレート総合法律事務所入所 2018年12月 当社常勤社外監査役就任 2024年12月 当社常勤社外監査役退任 2025年１月 ネクスパート法律事務所入所	9,600株	一株
	【社外監査役候補者とした理由】 宮川竜一氏は、弁護士として法律事務所に勤務した後、2018年12月に当社常勤監査役に就任し、取締役会その他の会議へ出席し、適宜意見を陳述することなどを通じて、取締役の職務の執行を適切に監査しておりました。同氏は、特に法務及びコンプライアンスに関する高い知見を有しており、監査役として、その知識・経験に基づいた当社の経営に対する監督・意見を期待し、社外監査役候補者としました。			

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．当社は、三刀屋淳氏、生田目克氏、を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の再任をご承認いただいた場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。また、宮川竜一氏の選任が承認された場合、同氏につきましても独立役員となる予定です。
３．三刀屋淳氏は社外監査役候補であり、当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって２年となります。
４．生田目克氏は社外監査役候補であり、当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって６年となります。
５．宮川竜一氏は社外監査役候補であります。
６．当社は、会社法第427条の第１項に基づき、監査役との間において、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。三刀屋淳氏と生田目克氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、本議案が承認された場合、宮川竜一氏との間においても、同内容の契約を締結する予定です。
７．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
８．上記当社監査役の有する当社株式数及び新株予約権数は2026年11月17日現在のものであります。
９．上記当社監査役の新株予約権数は、保有している新株予約権を行使した場合の株式数を記載しております。

以　上

事 業 報 告

（2025年10月 1 日から
2026年 9 月30日まで）

1．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善等を背景に、緩やかな回復基調で推移しました。一方、物価上昇や国際情勢の不確実性、金融資本市場の変動など、先行きに影響を及ぼす要因に引き続き留意が必要な状況が続いております。

訪日旅行市場では、中国政府による日本への渡航自粛を促す注意喚起や航空便の減便等を背景に、中国からの訪日観光客が減少したほか、中東情勢に伴う旅行費用の上昇など、訪日需要の先行きには不確実性が残る状況となりました（注：従前からお伝えしているとおり、中国からの訪日観光客減少の当社業績に与える影響は、足元の業績に対する影響は極めて限定的となっております）。一方、韓国、台湾、米国等からの訪日外客数は増加しており、幅広い国・地域からの訪日需要が市場を下支えしております。

このような状況において、当社グループモバイルネットワーク事業においては、従来のWi-Fiレンタルサービスの堅調を維持しながら、物理的なSIMカードやWi-Fi端末が不要で、ネットで申込から利用開始まで完結ができるeSIMサービスのサービス品質を引き上げ、急拡大する市場の獲得に注力してまいりました。

また、ライフメディアテック事業においては、当社グループの強みである外国人顧客基盤や、外国人向けサービスの開発・運用、及びマーケティングノウハウを活かしたモビリティテックサービス（国内移動に係る外国人向け予約プラットフォーム）のサービス拡充と認知拡大に努めてまいりました。また、2026年5月14日開示「観光ソリューション事業を立ち上げランドオペレーターサービスを本格開始」でお伝えしたとおり、新事業として観光ソリューション事業を立ち上げ、ランドオペレーターサービスを本格始動いたしました。これまで提供してきた個々のサービスを、ランドオペレーターサービスによって統合することにより、訪日旅行のワンストップサービス化を推進しております。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高3,799,909千円、営業利益367,461千円、経常利益367,996千円、親会社株主に帰属する当期純利益265,466千円となりました。

① モバイルネットワーク事業

当事業では、Wi-Fiルーターのレンタルサービス、SIM・eSIMの販売・取次サービス、及びモバイルアクセサリーの販売を行っています。主に、訪日旅行客向けのWebサイト「Japan Wireless」、国内法人や海外旅行客向けのWebサイト「グロモバ」を運営しています。

当連結会計年度は、モバイルサービスの多様化を受け従来のWi-Fi端末のレンタルサービスの成長ペースがやや緩やかになる一方、eSIMの利用拡大が急速に進んでいる状況を受け、市場獲得のため戦略的に広告宣伝費や販売手数料を増加させました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は1,369,284千円、セグメント損益は△17,619千円となりました。

② ライフメディアテック事業

当事業では、訪日・在留外国人向けに取次サービスを中心に行っています。主に、多言語で新幹線チケットの手配サービスを行う「Japan Bullet Train」、多言語で空港送迎を中心としたハイヤー会社への予約取次を行う「Airport Taxi」、同じく多言語でバス会社への予約取次を行う「Japan Bus Ticket」、在留外国人への海外渡航関連情報の提供、医療・検査等の手続サポート等業務を行う「Clinic Nearme」等を展開しています。

当連結会計年度は、訪日外国人が4,176万人(※1)となるなど好調な市場環境を追い風に、引き続き新幹線チケット手配サービスが好調に推移しました。一方で、新サービス開発に係る人件費及び市場獲得のための広告宣伝費が増加となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は2,246,452千円、セグメント利益は382,410千円となりました。

（※1）日本政府観光局（JNTO）「月別 訪日外客数」より当社算出

③ キャンピングカー事業

キャンピングカー事業では、アウトバウンド取次（アメリカでキャンピングカーを借りる方への予約手配サービス）と国内レンタカー（日本国内でキャンピングカーを自社保有し訪日旅行者及び日本人顧客への貸出サービス）、及びモータープールサービス等を展開しております。

当連結会計年度は、訪日外国人数増加及びインバウンド観光客の増加、及び新車購入によるサービス基盤の拡大の影響もあり好調に推移しました。

その結果、当連結会計年度における売上高は178,340千円、セグメント利益は2,670千円となりました。

事業セグメント別売上高

事業セグメント	売上高
モバイルネットワーク事業	1,369,284千円
ライフメディアテック事業	2,246,452千円
キャンピングカー事業	178,340千円
その他	5,831千円

（注） 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は241,767千円で、主な投資はキャンピングカー事業におけるキャンピングカーの取得97,842千円、モバイルネットワーク事業の業務システムに係るソフトウエアの開発76,860千円、及びライフメディアテック事業の業務システムに係るソフトウエアの開発58,176千円となっております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、国内での事業拡大を見据え運転資金などの資金需要の増加に備えるため、金融機関より長期借入金として200,000千円の資金調達を行いました。

(4) 他の会社の株式その他の持分の取得の状況

当社は、2026年3月31日付で42.8%出資子会社のKorea Travel Tech Co., Ltd.を連結子会社としております。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、持続的な成長と企業価値の向上を実現するため、以下の事項を対処すべき課題として認識し、その解決に取り組んでまいります。

① モバイルネットワーク事業

Wi-Fiレンタル事業においては、既存の収益基盤を維持し、安定的な利益の確保に努め

てまいります。eSIM販売事業においては、市場の成長を見据えた投資段階にあるとの認識のもと、継続的なサービス品質の向上とマーケティングの強化に取り組み、顧客基盤の拡大と市場シェアの獲得を目指してまいります。

② ライフメディアテック事業

新幹線、バス及びレンタカー等の手配サービスについて、拡大する需要を着実に取り込み、継続的な成長を図るとともに、次の成長を支える新規事業の開発を推進してまいります。

また、AIエージェントが顧客に代わって商品やサービスの検索、比較、購入等を行うエージェンティック・コマースの早期導入に向けた取組みを進めるなど、顧客の利便性の向上と販売機会の拡大を通じて、さらなる収益の拡大を図ってまいります。

③ キャンピングカー事業

訪日外国人を中心としたキャンピングカーのレンタル需要を着実に取り込み、継続的な成長を図ってまいります。また、マーケティングを強化し、顧客獲得効率の向上に努めてまいります。

④ M&Aの推進

当社グループは、M&Aを重要な経営戦略の一つと位置付けております。投資対象領域及び投資規律を定めた上で、案件の発掘及び検討を積極的に進めてまいります。

事業上の相乗効果や投資採算性を十分に見極めながら、当社グループの非連続的な成長に資するM&Aの実行を目指してまいります。

⑤ 全社に関わる事項その他

ア）優秀な人材の確保

当社グループは、比較的少ない従業員で業務を推進しております。その核となる従業員は、高い専門性とプロフェッショナル精神が求められます。これらの能力を兼ね備えた人材の確保は、業務内容の拡大に伴って急務となっており、今後も人材の確保・育成を図ってまいります。

イ）システム技術・インフラの強化

当社グループの事業は、Webサイトによる商品の販売を行っております。購入者はインターネットを利用して様々なサイトを検索・閲覧しております。当社グループではお客様に選ばれるサービスの提供と、そのサービスの魅力を伝えることを目的に、Webサイトの構築に取り組んでまいります。

また、当社グループは、事業を通じてお客様の個人情報をはじめとする各種情報を一

部取り扱っており、情報漏洩等のリスクへの対応は重要な経営課題であると認識しております。引き続き、情報セキュリティ対策の強化及び情報管理体制の整備・運用に取り組み、お客様が安心してサービスを利用できる環境の維持に努めてまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第８期 2023年９月期	第９期 2024年９月期	第10期 2025年９月期	第11期 (当連結会計年度) 2026年９月期
売上高	― 千円	―千円	3,006,963千円	3,799,909千円
経常利益	― 千円	―千円	290,906千円	367,996千円
親会社株主に帰属する当期純利益	― 千円	―千円	202,771千円	265,466千円
１株当たり当期純利益	― 円	― 円	58.78 円	76.96 円
総資産	― 千円	―千円	2,705,797千円	3,348,331千円
純資産	― 千円	―千円	1,423,890千円	1,697,112千円
１株当たり純資産	― 円	― 円	412.77 円	491.98 円

(注) １．第10期より連結計算書類を作成しているため、第9期（2024年９月期）以前については記載しておりません。
２．１株当たり当期純利益は、普通株式の期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第８期 2023年９月期	第９期 2024年９月期	第10期 2025年９月期	第11期 (当期) 2026年９月期
売上高	2,077,284千円	2,333,695千円	3,006,963千円	3,757,959千円
経常利益	376,735千円	179,293千円	294,822千円	387,597千円
当期純利益	252,021千円	127,148千円	206,094千円	282,745千円
１株当たり当期純利益	80.02 円	36.96 円	59.75 円	81.97 円
総資産	1,821,479千円	1,957,515千円	2,703,387千円	3,303,980千円
純資産	1,048,866千円	1,204,642千円	1,423,015千円	1,716,967千円

(注) １．１株当たり当期純利益は、普通株式の期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株

式数に基づき算出しております。
2．当社は2023年６月18日付で普通株式１株につき800株の株式分割を行っておりますが、第８期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益を算定しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社への出資比率	主要な事業内容
株式会社エアトリ	1,994,528 千円	65.1%	オンライン旅行事業

当社はライフメディアテック事業の新幹線チケットの手配サービスにおいて、親会社が集客した顧客のチケット取次を行っております。その対価として送客手数料を親会社へ支払っております。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	出資比率	主要な事業内容
INBOUND PLATFORM ASIA PACIFIC PTE. LTD.	100,000 SGD	100.0%	アジア圏でのインバウンドマーケティング事業
ＳＬＢＳ　ＪＡＰＡＮ株式会社	10,000 千円	51.0%	モバイルアクセサリーの販売
Korea Travel Tech Co., Ltd.	70,000,000 KRW	42.8%	旅行の企画・販売

当社は、意思決定機関を実質的に支配したことに伴い、2026年3月31日付でKorea Travel Tech Co., Ltd.を連結子会社としております。

(8) 主要な事業内容（2026年9月30日現在）

当社グループは、訪日旅行客・日本在留外国人へのサービス提供を主として事業展開を行っております。事業セグメントは大きく分けて３つあり、訪日旅行客、海外旅行及び国内法人向けにモバイル機器のレンタル・販売を行うモバイルネットワーク事業、日本在留外国人及び訪日外国人に対して各種サポートを行うライフメディアテック事業、キャンピングカーのレンタルを行うキャンピングカー事業の３事業を主に展開しています。

事業セグメント	主要サービス
モバイルネットワーク事業	Wi-Fiルーターのレンタルサービス、SIM・eSIMの販売・取次サービス、及びモバイルアクセサリーの販売を行っています。主に、訪日旅行客向けのWebサイト「Japan Wireless」、国内法人や海外旅行客向けのWebサイト「グロモバ」を運営しています。
ライフメディアテック事業	訪日・在留外国人向けに取次サービスを中心に行っています。主に、多言語で新幹線チケットの手配サービスを行う「Japan Bullet Train」、多言語で空港送迎を中心としたハイヤー会社への予約取次を行う「Airport Taxi」、訪日旅行者に向けた国内旅行手配を行うランドオペレーターサービス等を展開しています。
キャンピングカー事業	日本国内で計31台のキャンピングカーを保有し（2026年9月時点）、訪日外国人・日本人顧客向けにレンタルを行っております。また、アメリカ・カナダ・オーストラリア・ニュージーランドでのキャンピングカーレンタルの日本人顧客向け取次を行っております。また、キャンピングカーの中古車販売も行っております。

(9) 主要な営業所（2026年9月30日現在）

名称	所在地
本社	東京都港区新橋六丁目14番5号　SW新橋ビル4階
船橋営業所	千葉県船橋市山手一丁目2番7号

(10) 従業員の状況（2026年9月30日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
85名	22名増

（注）従業員数は就業人数であり、臨時雇用者（パートタイマー、アルバイト）を除いております。

（11）主要な借入先（2026年9月30日現在）

借　　入　　先	借　　入　　額
株式会社千葉銀行	179,996千円
株式会社りそな銀行	79,812千円
株式会社三十三銀行	70,000千円
株式会社日本政策金融公庫	55,366千円

2．会社の株式に関する事項（2026年9月30日現在）

（1）発行可能株式総数　12,505,600株
（2）発行済株式の総数　3,449,600株
（3）株主数　1,401名
（4）大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社エアトリ	2,247,200株	65.1％
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	99,500株	2.9％
株式会社ＳＢＩ証券	97,735株	2.8％
楽天証券株式会社共有口	87,700株	2.5％
クールジャパン投資事業有限責任組合	87,000株	2.5％
菅原　洋	47,400株	1.4％
広田証券株式会社	47,149株	1.4％
Ｊ．Ｐ．ＭＯＲＧＡＮ　ＳＥＣＵＲＩＴＩＥＳ　ＰＬＣ	34,968株	1.0％
山口　憲一	32,600株	0.9％
王　伸	28,000株	0.8％

（注）発行済株式の総数に対する持株数の割合は、小数点第2位を四捨五入しております。
持株比率は自己株式（80株）を控除して計算しております。

（5）その他株式に関する重要な事項
該当事項はございません。

3．会社の新株予約権等に関する事項

（1）当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

ア　第１回新株予約権

①　新株予約権の払込金額　払込を要しない

②　新株予約権の行使価額　１個につき340,800円

③　新株予約権の行使条件

（ⅰ）新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）は、新株予約権を行使する時においても、当社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。ただし、当該地位にあった期間及びその功績を考慮して特に必要であると認められる場合は、取締役会の決議により、新株予約権の一部又は全部について、当該地位を喪失した後であっても新株予約権の行使を認めることができるものとする。

（ⅱ）本新株予約権者に法令、当社の定款若しくは当社の社内規則に違反する重大な行為があった場合（本新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第423条の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合、及び懲戒解雇された場合を含むがこれらに限られない。）、又は本新株予約権の付与の目的上本新株予約権者に本新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社の取締役会の決議により定める事由が生じた場合は、当該本新株予約権者は、以後本新株予約権を行使することができないものとする。

（ⅲ）相続により新株予約権を取得した者が権利行使しようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。

（ⅳ）本新株予約権者は、権利行使期間内のいずれの年においても、本新株予約権の行使に係る権利行使価額の合計が年間1,200万円を超えて、本新株予約権を行使することはできない。

（ⅴ）当社株式が国内の証券取引所に上場されることを要する。

（ⅵ）その他の行使の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

④　新株予約権の行使期間　2020年10月１日から2028年９月27日まで

⑤　当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	200個	普通株式160,000株	2名
社外取締役	14個	普通株式 11,200株	2名
監査役	0個	―	0名

（注）　2023年６月18日付で行った普通株式１株を800株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使価額」は調整されております。

イ　第５回新株予約権

①　新株予約権の払込金額　払込を要しない

②　新株予約権の行使価額　株式公開時の公募価格

③　新株予約権の行使条件

（ⅰ）新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）は、新株予約権を行使する時においても、当社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。ただし、当該地位にあった期間及びその功績を考慮して特に必要であると認められる場合は、取締役会の決議により、新株予約権の一部又は全部について、当該地位を喪失した後であっても新株予約権の行使を認めることができるものとする。

（ⅱ）本新株予約権者に法令、当社の定款若しくは当社の社内規則に違反する重大な行為があった場合（本新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第423条の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合、及び懲戒解雇された場合を含むがこれらに限られない。）、又は本新株予約権の付与の目的上本新株予約権者に本新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社の取締役会の決議により定める事由が生じた場合は、当該本新株予約権者は、以後本新株予約権を行使することができないものとする。

（ⅲ）相続により新株予約権を取得した者が権利行使しようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。

（ⅳ）当社株式が国内の証券取引所に上場されることを要する。

（ⅴ）その他の行使の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

④　新株予約権の行使期間　2023年５月19日から2030年８月27日まで

⑤　当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	4個	普通株式3,200株	1名
社外取締役	0個	―	0名
監査役	0個	―	0名

（注）　2023年６月18日付で行った普通株式１株を800株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使価額」は調整されております。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はございません。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等（2026年9月30日現在）

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
王　　伸	代表取締役社長	INBOUND PLATFORM ASIA PACIFIC PTE. LTD.　代表取締役社長 SLBS JAPAN 株式会社　代表取締役
弓　場　　肇	取締役CFO	―
武　原　　等	取締役	―
古　我　知　史	取締役	ウィルキャピタルマネジメント株式会社 代表取締役 ウィルコムズ有限会社 取締役 株式会社チームクールジャパン 代表取締役 アリストテレスパートナーズ株式会社 代表取締役 ユナイトアンドグロウ株式会社 社外取締役
菅　原　　洋	取締役	大塚ホールディングス株式会社 社外監査役 大塚製薬株式会社 監査役
宇尾野　彰　大	取締役	合同会社事業人 代表社員 株式会社事業人 代表取締役
三刀屋　　淳	監査役（常勤）	三刀屋公認会計士事務所　所長 沖縄ケーブルネットワーク株式会社　監査役 公立大学法人沖縄県立看護大学　監事 SLBS JAPAN株式会社　監査役
生田目　　克	監査役	―
三　神　拓　也	監査役	三神拓也公認会計士事務所 代表 TAKUMI　Japan株式会社　取締役

（注）1．取締役古我知史氏、菅原洋氏及び宇尾野彰大氏は、社外取締役であります。
2．監査役三刀屋淳氏、生田目克氏及び三神拓也氏は、社外監査役であります。
3．当社は、取締役古我知史氏、菅原洋氏及び宇尾野彰大氏、監査役三刀屋淳氏、生田目克氏及び三神拓也氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4．監査役三刀屋淳氏及び三神拓也氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。その概要は、取締役の報酬は、従業員給与とのバランス、役員報酬の世間水準及び経営内容を参考にした適正な水準とすることを基本方針としています。当社の取締役の報酬は基本報酬のみで構成されており、基本報酬は、原則として月額固定報酬とし、役位、職責等に応じて、経済や社会の情勢、他社の動向等を踏まえ、役員報酬規程の定めに基づき、株主総会で承認を受けた報酬総額の範囲内において、独立役員委員会の意見を踏まえて決定しております。

取締役会は、当事業年度に係る個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、2020年12月17日開催の取締役会において決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2018年９月28日開催の定時株主総会において年額３億円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は４名です。監査役の報酬限度額は、2018年９月28日開催の定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は１名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社では、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長王伸が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は各取締役の基本報酬の額を当社の定める方針に基づき決定することであり、権限を委任した理由は、各取締役の評価を行うには当社全体の業績を俯瞰している代表取締役社長が最も適しているからであります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	43,412 (5,220)	43,412 (5,220)	－ （　－　）	－ （　－　）	6 (3)
監査役 （うち社外監査役）	10,464 (10,464)	10,464 (10,464)	－ （　－　）	－ （　－　）	3 (3)

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

役　　職	氏　　名	兼職先及び兼職内容	当該他の法人等と当社との関係
社外取締役	古　我　知　史	ウィルキャピタルマネジメント株式会社 代表取締役	ウィルキャピタルマネジメント株式会社は、当社株主であります。
		ウィルコムズ有限会社 取締役	ウィルコムズ有限会社は、当社株主であります。
		株式会社チームクールジャパン 代表取締役	株式会社チームクールジャパンはクールジャパン投資事業有限責任組合の無限責任組合員であり、クールジャパン投資事業有限責任組合は当社株主であります。
		アリストテレスパートナーズ株式会社 代表取締役	重要な取引その他の関係はありません。
社外取締役	菅　原　　洋	大塚製薬株式会社 監査役	重要な取引その他の関係はありません。
社外取締役	宇尾野　彰　大	合同会社事業人 代表社員	重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社事業人 代表取締役	重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	三刀屋　　淳	三刀屋公認会計士事務所 所長	重要な取引その他の関係はありません。
		SLBS JAPAN株式会社 監査役	重要な取引その他の関係はありません。
		沖縄ケーブルネットワーク株式会社 監査役	重要な取引その他の関係はありません。
		公立大学法人沖縄県立看護大学 監事	重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	三　神　拓　也	三神拓也公認会計士事務所 代表	重要な取引その他の関係はありません。
		TAKUMI　Japan株式会社　取締役	重要な取引その他の関係はありません。

② 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況及び当社との関係

役　　職	氏　　名	兼職先及び兼職内容	当該他の法人等と当社との関係
社外取締役	菅　原　　洋	大塚ホールディングス株式会社 社外監査役	重要な取引その他の関係はありません。

③　当事業年度における主な活動状況

役　　職	氏　　名	主な活動状況及び 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	古　我　知　史	当期開催の取締役会全てに出席し、議案審議等につき、経験豊富な経営者としての観点で必要な発言を行っております。
社外取締役	菅　原　　洋	当期開催の取締役会全てに出席し、議案審議等につき豊富な経験に基づく企業ガバナンスの観点やインバウンド事業に関する豊かな知見に基づき必要な発言を行っております。
社外取締役	宇尾野　彰　大	当期開催の取締役会全てに出席し、議案審議等につき、組織における人材育成等及び経営に関する専門的な知見及び深い経験に基づき必要な発言を行っております。

役　　職	氏　　名	主な活動状況及び 社外監査役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
常勤社外監査役	三刀屋　　淳	当期開催の取締役会、監査役会全てに出席し、常勤監査役として、また公認会計士としての専門的な知見及び深い経験に基づき必要な発言を行っております。
社外監査役	生田目　　克	当期開催の取締役会、監査役会全てに出席し、大会社の役員として豊富な経験に基づく企業ガバナンスの観点に基づき必要な発言を行っております。
社外監査役	三　神　拓　也	当期開催の取締役会、監査役会全てに出席し、公認会計士としての専門的な立場から適宜必要な発言を行っております。

5．会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の名称

三優監査法人

（2）報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,800千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について相当であると認めたものであります。

（3）会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合等には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定いたします。

6．会社の体制及び方針

（1）業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社は、会社法第362条第５項の規定に基づき、同条第４項第６号並びに会社法施行規則第100条第１項及び第３項の各号に定める業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議しており、その内容の概要は以下のとおりです。

1　当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令遵守を企業活動の前提と位置付け、全ての取締役及び使用人に対しコンプライアンス意識の周知徹底とこれに準拠した行動の実践を積極的に推進する。

コンプライアンス規程を制定し、全社的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努め、適時、取締役会及び監査役へ報告する。

また、当社は、取締役及び使用人へのコンプライアンス研修・啓発を定期的に実施していくとともに、外部弁護士等を活用した独立性の高い内部通報制度（匿名通報を含む）を整備し、報復防止措置を徹底する。

コンプライアンスに関する内部監査あるいはモニタリングを実施する体制・仕組みを整備し運用する。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。

2　当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（1）取締役の職務の執行に係る情報は文書管理規程等に従い、文書又は電磁媒体に記録し保存する。

文書の保存、管理、廃棄は文書ごとに管理部門を定め、保存期限は文書管理規程による。

3　当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

社内の総合的なリスク管理を推進するため、リスク管理に必要な社内規則類やマニュアルを整備する。リスク管理委員会（以下「本委員会」という）を設置し、企業価値を毀損しかねない事態が発生した場合には、本委員会が速やかに情報を集約し、代表取締役を通じて取締役会に報告する体制を整備する。

機密情報の管理徹底と個人情報の適切な保護を行うため、その重要性及び取扱い方法の浸透・徹底を図るため研修及び啓発を実施する。

4　当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は定款及び取締役会規則に基づき運営し、定時開催の他、必要に応じて臨時に開催する。

事業計画を定め、達成すべき目標を明確にし、定期的（月次、四半期、半期、年間）に進捗を確認の上、必要な対策や見直しを行う。
経営上及び業務執行上の重要事項について、適宜協議・検討を行う。

5　当社並びに親会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するため、グループ間取引の適正性に配慮し、当社の利益を毀損しないよう、当社及び子会社の重要事項について、適宜取締役会の承認又は報告を行う体制を整備する。

6　当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査職務を円滑に遂行するために適切な使用人を配置する。

7　第6項の当該使用人と取締役の独立性に関する事項

当該使用人と取締役の独立性を確保するために、監査役は当該使用人の人事について事前に報告を受け、必要に応じて変更を申し入れることができる。

8　第6項の当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき当該使用人は、監査役の指揮命令に従い、監査が効率的に遂行できるよう協力する。

9　当社の取締役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

当社の取締役及び使用人は監査役に対して、法定の事項に加え全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を速やかに報告する。また、子会社における重要な経営・法務・コンプライアンス上の事項についても、当社を通じて監査役に報告する体制を整備する。

10　第9項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこ

とを確保するための体制

前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないように、適正な運用体制を整備する。

11　当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとする。

12　その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が社内の重要な会議に出席する機会、取締役及び重要な使用人からヒアリングする機会を確保するとともに、代表取締役、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項やコンプライアンスに関する事項、内部監査の結果等を適時、監査役へ報告する。

取締役又は使用人は監査役規則に基づく監査活動が実効的に行われることに協力する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) の方針に基づき、監査役及び当社内部監査担当者を中心に内部統制システムが有効に機能する体制の構築をしております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元も重要な経営課題として認識しております。現在当社は成長過程にあると認識しており、内部留保の充実を図り、収益力強化や事業基盤整備のための投資に充当することにより、なお一層の事業拡大を目指すことが、将来において安定的かつ継続的な利益還元に繋がるものと考えております。将来的には各期の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案した上で株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

(注)　本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2026年９月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,837,904	流動負債	1,345,542
現金及び預金	1,230,613	買掛金	674,892
売掛金	482,173	１年内返済予定の長期借入金	89,768
商品	51,321	未払金	180,750
貯蔵品	8,744	未払費用	57,739
前払費用	49,254	未払法人税等	66,483
その他	15,797	契約負債	153,703
固定資産	1,510,426	預り金	92,955
有形固定資産	313,102	その他	29,249
建物(純額)	32,575	固定負債	305,676
構築物(純額)	880	長期借入金	295,406
車両運搬具(純額)	3,315	その他	10,270
工具、器具及び備品(純額)	8,281	負債合計	1,651,218
レンタル資産(純額)	244,049	(純資産の部)	
建設仮勘定	24,000	株主資本	1,672,809
無形固定資産	542,176	資本金	351,630
ソフトウエア	430,516	資本剰余金	511,130
のれん	7,726	利益剰余金	810,118
商標権	598	自己株式	△70
ソフトウエア仮勘定	103,334	その他の包括利益累計額	24,303
投資その他の資産	655,148	その他有価証券評価差額金	23,556
投資有価証券	125,945	為替換算調整勘定	747
敷金	21,646		
差入保証金	501,397		
繰延税金資産	6,128		
その他	30	純資産合計	1,697,112
資産合計	3,348,331	負債・純資産合計	3,348,331

連結損益計算書

（2025年10月 1 日から
2026年 9 月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**3,799,909**
売上原価		**683,737**
売上総利益		**3,116,172**
販売費及び一般管理費		**2,748,710**
営業利益		**367,461**
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,836	
受取補償金	2,022	
その他	16,661	**22,520**
営業外費用		
支払利息	12,933	
為替差損	6,881	
その他	2,170	21,985
経常利益		**367,996**
特別損失		
固定資産除売却損	174	
関係会社株式評価損	1,971	2,146
税金等調整前当期純利益		**365,850**
法人税、住民税及び事業税		106,855
法人税等調整額		△2,193
当期純利益		**261,188**
非支配株主に帰属する当期純損失（△）		**△4,277**
親会社株主に帰属する当期純利益		**265,466**

連結株主資本等変動計算書

（2025年10月 1 日から
2026年 9 月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	351,630	511,130	544,652	△33	1,407,380
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			265,466		265,466
自己株式の取得				△37	△37
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					―
当期変動額合計	―	―	265,466	△37	265,428
当期末残高	351,630	511,130	810,118	△70	1,672,809

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	12,311	△79	12,232	4,277	1,423,890
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益					265,466
自己株式の取得					△37
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	11,244	826	12,070	△4,277	7,793
当期変動額合計	11,244	826	12,070	△4,277	273,222
当期末残高	23,556	747	24,303	−	1,697,112

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数・・・３社

連結子会社の名称

INBOUND PLATFORM ASIA PACIFIC PTE. LTD.

ＳＬＢＳ　ＪＡＰＡＮ株式会社

Korea Travel Tech Co., Ltd.

当連結会計期間年度より、前連結会計年度において持分法非適用関連会社であったKorea Travel Tech Co., Ltd.は意思決定機関を実質的に支配したため、連結の範囲に含めております。

2．持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用しない関連会社の名称

株式会社ＴＲＩＰＤＡＴＡ.

持分法の適用範囲から除いた理由

持分法非適用会社は小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法

市場価格のない株式等以外の株式等 …… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②棚卸資産

商品及び貯蔵品 …… 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～15年
構築物	10年
車両運搬具	15年
工具、器具及び備品	3～15年
レンタル資産	2～10年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウエア	3～5年
商標権	10年

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する、各事業における主な履行義務の内容、及び当該履行義務を充足する通常の時点は、以下のとおりであります。

・レンタルに係る収益

レンタルに係る収益には、主にWi-Fi端末のレンタル、キャンピングカーのレンタルが含まれ、これらの取引は貸与期間に応じて履行義務が充足されると判断し、貸与期間に応じて収益を認識しております。

・サービスの取次に係る収益

サービスの取次に係る収益には、主に新幹線チケット手配サービスや空港送迎を中心としたハイヤー会社への予約取次業務が含まれ、サービス提供時点において、当社グループの履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

②外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務 … 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

③連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Korea Travel Tech Co., Ltd.の決算日は12月31日となっております。連結計算書類の作成にあたっては、６月30日現在において仮決算を行っております。なお、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

④のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5年間で均等償却をしております。

連結貸借対照表に関する注記

資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	133,707千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

１．当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	3,449,600株

２．配当に関する事項

（1）配当金支払額

該当事項はございません。

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となる

もの
該当事項はございません。

3．当連結会計年度末の株式引受権に係る株式の種類及び総数
該当事項はございません。

4．当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式　225,600株

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当社グループは資金計画に基づき、必要な資金は銀行借入れにより調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行わない方針であります。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、発行会社の信用リスクに晒されております。
敷金は、本社及び各営業所の賃貸借契約に伴うものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。
差入保証金は、差入先、預託先の信用リスクに晒されております。
営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等、預り金は１年以内の支払期日であります。
借入金は主に運転資金に係る資金調達であり、償還日は連結決算日後、最長で９年以内であります。
(3) 金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
当社グループは、営業債権及び差入保証金について、社内規程に従い、取引先及び差入先

の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、銀行や証券会社より金融商品に関する情報を収集し定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。なお、取引残高・損益状況については、取締役会に定期的に報告することとしております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

当社グループは各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(※３）を参照ください。）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	54,379	54,379	―
資産計	54,379	54,379	―
長期借入金（※１）	385,174	414,902	29,728
負債計	385,174	414,902	29,728

（※１）長期借入金は、１年内返済予定の長期借入金を含みます。

（※２）「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

（※３）市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
投資有価証券（非上場株式）	71,566
合計	71,566

（※４）「非上場株式」については、上記表中には含めておりません。

（※５）「差入保証金」は、取引保証金に関するもので返還の時期が決まっておらず、合理的な将来キャッシュ・フローを見積もることができないため、上記表中には含めておりません。

(注１）金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,230,613	―	―	―
売掛金	482,173	―	―	―
合計	1,712,786	―	―	―

差入保証金は、返還の時期が確定していないため、上記表中には記載しておりません。

(注２）長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)
長期借入金	89,768	89,768	89,768	77,352	28,194	10,324
合計	89,768	89,768	89,768	77,352	28,194	10,324

３．金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット

以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価をもって連結貸借対照表計上額としている金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	54,379	－	－	54,379

（2）時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金	－	414,902	－	414,902

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

長期借入金（1年以内返済予定を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	報告セグメント				その他（注）	連結損益計算書計上額
	モバイルネットワーク事業	ライフメディアテック事業	キャンピングカー事業	計		
売上高						
一時点で移転される財又はサービス	182,715	2,226,239	35,691	2,444,646	5,831	2,450,477
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	1,186,569	20,213	142,649	1,349,432	—	1,349,432
顧客との契約から生じる収益	1,369,284	2,246,452	178,340	3,794,078	5,831	3,799,909
外部顧客への売上高	1,369,284	2,246,452	178,340	3,794,078	5,831	3,799,909

（注）「その他」の区分は収益を獲得していない、又は付随的な収益を稼得するに過ぎない構成単位のものであります。

2．収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記」の「3 (4) ①収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3．当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

（1）契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約負債の残高は以下のとおりです。

（単位：千円）

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	296,530
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	482,173
契約負債（期首残高）	96,282
契約負債（期末残高）	153,703

顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表上、「売掛金」に計上しており、契約資産はありません。

契約負債は主に、Wi-Fiレンタルサービス契約における顧客から受け取った履行義務充足前の前受金に関するものであります。契約負債の増減は、主として前受金の受け取り（契約負債の増加）と、収益認識（同、減少）により生じたものであります。なお、期首現在の契約負債残高は、概ね当連結会計年度の収益として認識しております。

（2）残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が１年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産	491円 98銭
１株当たり当期純利益	76円 96銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2026年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,788,317	流動負債	1,281,337
現金及び預金	1,117,875	買掛金	674,084
売掛金	500,414	1年内返済予定の長期借入金	89,768
商品	51,321	未払金	176,490
貯蔵品	8,744	未払費用	57,420
前払費用	46,014	未払法人税等	66,483
その他	63,947	契約負債	98,665
固定資産	1,515,663	預り金	91,709
有形固定資産	313,102	その他	26,714
建物(純額)	32,575	固定負債	305,676
構築物(純額)	880	長期借入金	295,406
車両運搬具(純額)	3,315	その他	10,270
工具、器具及び備品(純額)	8,281	負債合計	1,587,013
レンタル資産(純額)	244,049	(純資産の部)	
建設仮勘定	24,000	株主資本	1,693,411
無形固定資産	533,904	資本金	351,630
ソフトウエア	429,971	資本剰余金	511,130
商標権	598	資本準備金	420,380
ソフトウエア仮勘定	103,334	その他資本剰余金	90,750
投資その他の資産	668,657	利益剰余金	830,720
投資有価証券	125,945	その他利益剰余金	830,720
関係会社株式	20,049	繰越利益剰余金	830,720
敷金	18,076	自己株式	△70
差入保証金	498,428	評価・換算差額等	23,556
繰延税金資産	6,128	その他有価証券評価差額金	23,556
その他	30	純資産合計	1,716,967
資産合計	3,303,980	負債・純資産合計	3,303,980

損 益 計 算 書

（2025年10月 1 日から
2026年 9 月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**3,757,959**
売上原価		**674,809**
売上総利益		**3,083,150**
販売費及び一般管理費		**2,695,756**
営業利益		**387,394**
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,943	
受取補償金	2,022	
その他	15,273	22,239
営業外費用		
支払利息	12,933	
為替差損	7,550	
その他	1,551	22,035
経常利益		**387,597**
特別損失		
固定資産除売却損	174	174
税引前当期純利益		**387,422**
法人税、住民税及び事業税		106,870
法人税等調整額		△2,193
当期純利益		**282,745**

株主資本等変動計算書

（2025年10月 1 日から
2026年 9 月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	351,630	420,380	90,750	511,130
当期変動額				
当期純利益				―
自己株式の取得				―
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				―
当期変動額合計	―	―	―	―
当期末残高	351,630	420,380	90,750	511,130

（単位：千円）

	株主資本			
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	547,975	547,975	△33	1,410,703
当期変動額				
当期純利益	282,745	282,745		282,745
自己株式の取得			△37	△37
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				―
当期変動額合計	282,745	282,745	△37	282,708
当期末残高	830,720	830,720	△70	1,693,411

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	12,311	12,311	1,423,015
当期変動額			
当期純利益		―	282,745
自己株式の取得		―	△37
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	11,244	11,244	11,244
当期変動額合計	11,244	11,244	293,952
当期末残高	23,556	23,556	1,716,967

個別注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法

市場価格のない株式等以外の株式等 …… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、貯蔵品 …… 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～15年
構築物	10年
車両運搬具	15年
工具、器具及び備品	3～15年
レンタル資産	2～10年

(2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
自社利用のソフトウエア　　3～5年
商標権　　10年

3．引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準
当社の顧客との契約から生じる収益に関する、各事業における主な履行義務の内容、及び当該履行義務を充足する通常の時点は、以下のとおりであります。
(1) レンタルに係る収益
レンタルに係る収益には、主にWi-Fi端末のレンタル、キャンピングカーのレンタルが含まれ、これらの取引は貸与期間に応じて履行義務が充足されると判断し、貸与期間に応じて収益を認識しております。
(2) サービスの取次に係る収益
サービスの取次に係る収益には、主に新幹線チケット手配サービスや空港送迎を中心としたハイヤー会社への予約取次業務が含まれ、サービス提供時点において、当社の履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

5．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
外貨建金銭債権債務 … 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

貸借対照表に関する注記
1．資産から直接控除した減価償却累計額
有形固定資産の減価償却累計額　　133,707千円

2．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを含む）

短期金銭債権	140,580千円
短期金銭債務	7,901千円

損益計算書に関する注記

1．関係会社との取引高

営業収益	10,351千円
営業費用	87,882千円
営業外収益	820千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当該事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	80株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減損損失	1,530千円
資産除去債務	3,236千円
未確定債務	1,909千円
保険積立金	1,707千円
未払事業税	5,193千円
未払金	5,869千円
棚卸資産	2,325千円
その他	2,271千円
繰延税金資産小計	24,045千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△4,944千円
評価性引当額小計	△4,944千円

繰延税金資産合計	19,100千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△2,129千円
その他有価証券評価差額金	△10,842千円
繰延税金負債合計	△12,971千円
繰延税金資産純額	6,128千円

関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	所在地	資本金(千円)	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	株式会社エアトリ	東京都港区	1,994,528	オンライン旅行事業	65.1	新幹線チケットの手配サービス	新幹線チケットの手配サービス 注）1.	14,832	売掛金	113,642

注） 1．取引条件及び取引条件の決定方針等
他社への料率を参考にして決定しております。
2．取引金額に消費税等は含まれておりません。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産	497円74銭
１株当たり当期純利益	81円97銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年11月16日

株式会社インバウンドプラットフォーム
取締役会　御中

三優監査法人
東京事務所
指定社員
業務執行社員　公認会計士　米林　喜一
指定社員
業務執行社員　公認会計士　川村　啓文

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社インバウンドプラットフォームの2025年10月1日から2026年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インバウンドプラットフォーム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年11月16日

株式会社インバウンドプラットフォーム
取締役会　御中

三優監査法人
東京事務所
指定社員
業務執行社員　公認会計士　米林　喜一
指定社員
業務執行社員　公認会計士　川村　啓文

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社インバウンドプラットフォームの2025年10月１日から2026年９月30日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年10月1日から2026年9月30日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執　行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監　視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく　示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重　大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。ま　た、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年11月17日

株式会社インバウンドプラットフォーム　監査役会

常勤社外監査役　三刀屋　淳㊞

社外監査役　生田目　克㊞

社外監査役　三　神　拓也㊞

以　上

第11回定時株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区内幸町一丁目３番１号　幸ビルディング
　　ＴＫＰ新橋カンファレンスセンター　14階　ホール14A
TEL：03-5510-1351



〔最寄り駅からのご案内〕
●都営三田線「内幸町駅」A5出口　徒歩１分
●JR山手線/京浜東北線/東海道本線/横須賀線「新橋駅」日比谷口　徒歩７分
●東京メトロ銀座線/都営浅草線「新橋駅」7番出口　徒歩７分
●東京メトロ日比谷線/丸ノ内線/千代田線「霞ケ関駅」C4出口　徒歩８分

◎会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。